

## 本協会 定款・細則抜粋

### 一般社団法人 日本溶接協会 団体会員に関連する定款及び細則の抜粋

(定款 5 条) 本協会は、本協会の事業に賛同する法人又は団体、個人であって、次条の規定により本協会の会員となったものをもって構成する。

(定款 5 条- 2) 本協会に次の会員を置く。

(1) 団体会員 溶接又は接合に関する事業又は業務を行っている法人又は団体とし、その事業の規模及び内容により、これを特級、1 級、2 級、3 級、4 級及び 5 級に区分する。

(定款第 35 条) 本協会は、第 4 条第 1 項の事業を遂行するため、必要に応じ、理事会の決議により常設又は臨時の委員会又は専門部会を置くことができる。

(細則第 3 条) 団体会員の入会金及び会費は次表のとおりとする。

級 別	入 会 金	会 費 (年額)
特 級	5, 000 円	1 級会費 2 口以上
1 級	〃	525, 000 円
2 級	〃	375, 000 円
3 級	〃	275, 000 円
4 級	〃	100, 000 円
5 級	〃	50, 000 円

入会金及び会費は本体価格とし、消費税法に従った金額を加算する。

(細則第 52 条) 本協会に定款第 3 5 条に基づき専門部会、研究委員会、臨時専門委員会を置く。

(細則第 54 条) 各専門部会は、部会の事業に係る団体会員をもって構成する。

2 各専門部会は、必要に応じて学識会員及び団体会員に属さない学識経験者等を部会の活動に参加させることができる。

(細則第 60 条) 研究委員会の各委員会は、会員の要望を考慮して定める事業内容に賛同した団体会員及び学識会員で構成する。必要な場合には、団体会員に属さない学識経験者等に参加させることができる。